

名古屋外国語大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

2015年1月19日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、名古屋外国語大学（以下「本学」という。）において、本学行動規範（2008年10月1日学長裁定）に基づき、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、本学がそれらを適正に運営・管理するために必要な事項を示すことを目的として定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「公的機関」とは、府省、府省が所管する独立行政法人及び地方公共団体をいう。
- 二 「競争的研究費等」とは、公的機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型資金をいう。
- 三 「不正」とは、故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は、競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 四 「部局」とは、大学院研究科、学部、センター、研究所及び事務局をいう。
- 五 「構成員」とは、本学に所属する研究者、事務職員、その他関連する者をいい、常勤又は、非常勤の別を問わない。
- 六 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、本学の競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- 七 「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図り、コンプライアンス教育の内容を補完することを目的として実施する諸活動全般をいう。
- 八 「配分機関」とは、競争的研究費等を配分する機関をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に大学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者には、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、次の役割を担う。

- 一 不正防止対策の基本方針を策定し、これを周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 二 第9条第1項に規定する不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、様々な啓発活動を定期的に行い、各部局に不正防止に向けた取組を促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 本学に前条の最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者が指名する研究担当副学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者が策定した不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を行い、実施状況を確認するとともに、当該実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に各部局の競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究科長、学部長、事務局長及びその他最高管理責任者が指名した部局の長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、次の役割を担う。

一 当該部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、当該実施状況を統括管理責任者に報告する。

二 不正防止を図るため、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、当該部局の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 当該部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

四 当該部局において、構成員の競争的研究費等の管理・執行状況等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 各部局のコンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理監督を行い得るコンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、学科長及び庶務部長をもって充てる。

(責任者の管理監督責任)

第7条 第3条、第4条、第5条及び前条に規定する責任者については、管理監督の責任が十分に果たされず、不正を招いた場合には、本学又は、配分機関の処分の対象となり、法的な責任を負担する。

(職務分掌及び職務権限)

第8条 競争的研究費等の事務処理に関する手続き並びに構成員の職務分掌及び職務権限については、別に定める。

(防止計画推進委員会の設置及び不正防止計画の策定)

第9条 大学全体の不正防止の具体的な対策として、不正の発生要因に対応する不正防止計画を策定・実施し、その実施状況を確認する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画推進委員会を置く。

2 前項に規定する不正防止計画推進委員会は、次の各号の委員で構成し、委員長は、統括管理責任者が当たる。

一 統括管理責任者

- 二 コンプライアンス推進責任者
- 三 その他最高管理責任者が指名した者

(誓約書の提出)

第 10 条 競争的研究費等に関わる構成員は、誓約書を提出しなければならない。

2 競争的研究費等の申請の際には、誓約書の提出を必須とし、その提出がない場合には競争的研究費等の運営・管理に関わることができないこととする。

3 誓約書の様式は、別紙のとおりとする。

(相談窓口の設置)

第 11 条 競争的研究費等の使用に関するルール等についての相談窓口は、事務局とする。

(内部監査)

第 12 条 競争的研究費等の適正な使用を確保するために、最高管理責任者の下に内部監査部門を置き、学長が法人と協議して指名した者をもって充てる。

2 前項の内部監査部門は、監査を実施する権限を有し、「学校法人中西学園内部監査マニュアル」に基づき、監査を実施する。

3 第 1 項の内部監査部門は、監査の実施結果を最高管理責任者へ報告しなければならない。

(告発等の取扱い)

第 13 条 最高管理責任者は、公的研究費等の不正使用等について、学内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置し、連絡先を公表するものとする。

2 通報窓口担当者は、告発を受け付けた場合には、直ちに最高管理責任者へ報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者のほか最高管理責任者が指名した者により、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、告発等の受付から 30 日以内に、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

4 前項に定める取扱いは、会計検査院及び報道機関等の外部機関からの指摘による場合についても適用する。

(調査委員会の設置及び調査)

第 14 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の規定により告発内容に関する調査を必要と判断した場合には、調査委員会を設置し、調査を実施するものとする。

2 前項に規定する調査委員会に関する事項については、別に定める。

3 第 1 項に規定する調査は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等に関する調査をいう。

(調査中における一時的執行停止)

第 15 条 最高管理責任者は、被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の執行停止を命ずることができる。

(認定)

第 16 条 調査委員会は、第 14 条第 3 項に掲げる調査項目について認定するものとする。

(告発等の受付、調査及び認定の手続き)

第 17 条 第 1 3 条（告発等の受付）、第 1 4 条（告発内容の調査）及び前条（調査項目の認定）に定める当該事項の具体的な手続きについては、別に定める。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第 18 条 最高管理責任者は、第 1 4 条第 1 項に規定する調査を実施する場合には、調査方針、調査対象及び調査方法等について配分機関へ報告し、協議しなければならない。

2 告発等の受付から 2 1 0 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。

3 前項において調査が完了しない場合は、調査の中間報告書を配分機関へ提出しなければならない。

4 調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。

5 第 3 項及び第 4 項の定めるもののほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告書を当該配分機関へ提出しなければならない。

6 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該配分機関の当該事案に係る資料の提出又は閲覧若しくは現地調査に応じなければならない。

（懲戒）

第 19 条 第 1 6 条の認定を受けた不正に関与した者の懲戒の種類及びその手続きは、法人が定める就業規則及び懲戒に関する規定の定めるところによる。

（取引停止等の処分方針）

第 20 条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針については、別に定める。

（適用範囲）

第 21 条 公的機関のほか、外部の機関から受け入れた研究費の運営・管理について、当該契約で定める事項のほか、この規程を準用する。

（規程の改廃）

第 22 条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2 0 1 5 年 1 月 1 9 日から施行する。

この規程は、2 0 1 7 年 4 月 1 日から施行する。（第 6 条 2）

この規程は、2 0 2 1 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 18 条）

誓約書

名古屋外国語大学
学長 亀山郁夫 殿

私は、名古屋外国語大学の教職員として、公的研究費の使用に当たり、行動規範に基づき、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公的研究費は、原資が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
- 2 公的研究費の使用に当たり、当該資金の配分機関が定める規程、使用規則及び関係法令、並びに本学が定める規程及び使用規則を遵守すること。
- 3 前号の規則等に反して、不正を行った場合は、本学、又は配分機関の処分の対象となり、法的な責任を負担すること。
- 4 公的研究費の不正使用防止に努めること。

年 月 日

所属 _____

氏名 _____

(自署)